

別表(第7条、第8条関係)

品目		製造等の管理事項		確認頻度	報告日
1	再生加熱アスファルト混合物	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	—
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
2	再生資源を含有した路盤材	認定基準別表2-3品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
			日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—
			その他の管理	常時	—
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 <sup>注1)</sup> (ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンクリーチング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000m <sup>3</sup> ごとに1回)	4月30日及び 10月31日 (ただし、建設汚泥を再生資源として使用する場合は1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日)
		建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品のpH		適宜	—
		建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品ごとの保管量が、前年(1月～12月)の月間売却量の最大量を超えないこと		常時	—
その他品質管理のために必要な検査		適宜	—		
3	再生資源を含有したコンクリート	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
4	再生コンクリート二次製品	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
5	再生資源を含有した舗装用ブロック	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
6	再生塩化ビニル管・継手	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—

品目		製造等の管理事項		確認頻度	報告日
7	建設汚泥改良土	認定基準別表7-3品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び10月31日
			日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—
			その他の管理	常時	—
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 <sup>注1)</sup> (ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンクリーチング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000m <sup>3</sup> ごとに1回)	1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日
		製品のpH		適宜	—
		製品ごとの保管量が、前年(1月～12月)の月間売却量の最大量を超えないこと		常時	—
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
8	土壌改良材	普通肥料	環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上(ただし、含有を許される有害成分の最大量については3月に1回以上)	4月30日及び10月31日
			その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
		バーク肥料	品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び10月31日
			その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
		グラウンド舗装用土壌改良材	品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び10月31日
			環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上(ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び10月31日
その他品質管理のために必要な検査	適宜	—			
9	再生資源を含有したタイル	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
10	再生木質ボード	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上(ただし、ホルムアルデヒド放散量については1月に1回以上、クロルピリホスが添加されていないこと又は添加後5年以上を経過していることの確認については随時)	4月30日及び10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
11	再生資源を含有した建築用仕上材(断熱材)	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—

品目		製造等の管理事項		確認頻度	報告日	
12	土木建築用プラスチック資材	木材・プラスチック再生複合材、袋型根固め用袋材	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
			環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—	
		再生プラスチック車止め	認定基準別表12-c-4 品質管理の項目	定期管理	新規申請及び更新申請時	—
	日常管理		常時	—		
13	埋戻用再生砂	認定基準別表13-2 品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び10月31日	
			日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—	
			その他の管理	常時	—	
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び10月31日	
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—	
14	地盤改良用固化材	認定基準別表14-3 品質管理の項目	定期管理	改良土製造施設で使用する場合	6月に1回以上	4月30日及び10月31日
				現場で使用する場合	1工事に1回以上	
			その他	6月に1回以上		
		日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—		
		その他の管理	常時	—		
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び10月31日	
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—	
15	再生資源を含有した外装材	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日	
		環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日	
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—	
16	再生土砂	認定基準別表16-3 品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び10月31日	
			日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—	
			その他の管理	常時	—	
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 <sup>注2)</sup> (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び10月31日	
		その他品質管理のために必要な検査		適宜	—	

注1) 建設汚泥を再生資源として使用する場合であって、セメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準 I 群として実施する1月に1回か、または製品1,000m<sup>3</sup>を製造するごとに1回かのいずれか短い期間ごとに確認を行うこと。

注2) 再生土砂の場合であって、コンクリート塊を再生資源として使用した製品、又はセメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準 I 群として実施する1月に1回以上実施すること。